木の棒を腐らせる（弁護士竹内和正）

当事務所では、年に2回「事務所ニュース」を発行して各弁護士が近況報告をしています。新年のニュースで、葉が落ち、ただの木の棒となった状態のパキラ（棒倒しの状態をイメージしてください。）に半年間水をあげ続けて育てていると報告したところ、それを読んだ有識者の方から連絡をいただきました。

有識者の方から、まずは根を傷つけないように土から外し、根の状況を確認するようにとの指示を受けました。土から外し確認をしたところ、根は生えておらず、まさにただの木の棒でした。

次に、根が育っていなければ勇気をもってハサミで木の棒を半分に切ってみるようにとの指示を受けました。中に緑が見えればまだ生きているとのことでした。ハサミをいれたところ、中は空洞でした。まあ、本当は、最初に土から外して手に取った時点で、そのあまりにふがふがな感触からハサミを入れるまでもなく気が付いていたのですが・・・。

そして、最終的に、写真を送るようにいわれたので、育てていた鉢の上に二つに切った木の棒を置いた写真を送ったところ、枯れているというより、木の棒のみならず土も腐っているとの判定を受けました。

半年間、手塩にかけて育ててきた大切な木の棒（とその土まで）を、枯らすどころか腐らせてしまうとは・・・。水をあげればよいというわけではないのですね。

弁護士竹内和正

スポーツ指導とハラスメント（弁護士 佐渡島啓）

ここ最近、県内のスポーツ団体から指導者向けの講演やグループディスカッションでの進行役の依頼を受けることが増えました。
相変わらずスポーツの世界でも発生してしまうハラスメント問題がテーマのことが多いのですが、このような研修会等に集まる真面目な指導者には、パワハラやセクハラを犯す心配は恐らくありません。
このような場に興味をもたない指導者にも感心をもってもらうようにどうしたら良いのか、今後はこの点もスポーツ団体と協議しなければなりません。

弁護士佐渡島啓

□□□□

「新国立競技場を走る」（弁護士 鴨田 譲）

早稲田大学ＯＢによる早稲田駅伝という駅伝大会があり、私も過去３度参加していますが、ここ２年はコロナの影響で中止されていました。

ですが、先日３年ぶりに開催されました。会場は新しくなった国立競技場です。

国立競技場のトラックを走る機会は滅多にないと思うので貴重な経験ができましたし、１箇所に１０００人以上集まるイベントに参加したのも久々でしたので楽しめました。

また機会があれば参加したいと思います。

弁護士 鴨田 譲

年賀状（弁護士 梶山 敏雄）

毎年の年賀状のやり取りも少々くたびれる年齢となりました。
今年届いた年賀状の中に、加須市の小坂徳蔵議員から「４月に市議選がありますが立候補しないで勇退します。これまで１２期・４８年間努め、議員活動が人生でした」とありました。
私は今年が弁護士生活４５年目であり、弁護士になった当初から何の事件がきっかけであったか忘れてしまいましたが、小坂さんからはこれまで何十件もの相談・事件の紹介依頼が続いていました。私より多分年齢は少し下だと思いましたが当時から背が高くイケメン共産党議員でした。
何にせよ４８年間１回も選挙落選がなく議員活動を続けるというのは本当に大変な努力があったと思います。
ご苦労様、お疲れ様でした。

（弁護士 梶山 敏雄）

【コラム】幸福を願う（弁護士猪股正）

□２０２３年、埼玉総合法律事務所は開所５０周年を迎える。気付けば、入所後、その歴史の過半を超える月日が経った。私のような者を受け容れてきてくれたこの事務所の懐の広さに感謝するばかりだ。

□コロナ禍が急来したこの３年間も、事務所の大会議室を利用させてもらい、臨時電話回線を引き、全国一斉電話相談会の埼玉の拠点として、計１７回、合計１万５０００件以上の相談に全国連携で対応した。法律家のほか、労働、医療、こころ、生活支援の専門家など延べ約５００人が参加し、コロナ禍を乗り越えて、地域での協働の取組を続けることができた。

□毎回、１２時間、電話に向かい続けた。低年金や無年金で、生活が立ちゆかないという高齢の人からの相談が多い。「仕事もなく、生きる目標もない。明日死んでもいい。」「餓死・孤独死が自分に近付いていると思う。」「これで最後と思い電話しました。」。ニュースが映し出す全国旅行支援や年末年始の賑わいとは隔絶した現実。高度経済成長～バブルの崩壊～リーマンショックなどの社会変動を生き抜き、高齢となった今、孤立し生きる意味を感じられない社会。自己責任の名のもとに競争を強いられ、生まれた家の経済力が人生を大きく左右し、失敗すればやり直しがきかない社会。人間として生きる意味や幸福を求めることが一部の幸運な者の手にしか渡らない社会。こんな理不尽な社会のままなら、外から攻撃されるより先に、内部から崩れていく。

□５０年を振り返り、自分、事務所、地域、この国の未来を考え、何ができるかをあきらめずに考え続ける１年を歩みたい。

弁護士□猪股□正

（事務所ニュース・2023年新年号掲載）

【コラム】奨学金保証人訴訟（弁護士鴨田譲）

日本学生支援機構の奨学金は、借りる際に人的保証を選択した場合、連帯保証人と保証人の2人を付ける必要があります。
この場合、民法上、連帯保証人は奨学金全額の支払義務を負いますが、保証人は半額しか支払義務を負いません（「分別（ぶんべつ）の利益」と呼ばれます）。
しかし、機構はこれまでに保証人に対し半額でなく全額を支払わせていたことが分かり、2019年5月、札幌地裁と東京地裁で各2名の原告が払いすぎた奨学金の返還等を求める裁判を起こしました。
2021年5月には、札幌地裁で過払金元金の返還を認める判決が下され、2022年5月の札幌高裁では、機構を「悪意の受益者」と認定し、過払金元金に加え利息も付した返還を命じました。

これを受け、機構は上告を断念し、半額以上の支払をした本件原告以外の保証人に対しても利息を付けて過払金の返還をすることになりました。

[illegible]2022[illegible]10[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]2023[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]

□□□